

令和6年度 佐倉市社会福祉法人指導監査実施方針

1. 基本方針

社会福祉法人は、関係法令及び関係通知等に基づく基準により、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保が求められています。また、社会福祉施設及び社会福祉事業を行う事業所は、市民から社会福祉事業の中心的な担い手として期待されており、市民ニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として、地域福祉の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。

こうした状況を踏まえ、社会福祉法人制度の見直しに伴う社会福祉法の改正により、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置づけの明確化と福祉サービスへの再投下による地域における公益的な取組の推進などが図られています。

このことから、佐倉市においても、引き続き社会福祉法の改正等の趣旨を踏まえ、健全な経営組織の確立、運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等社会福祉法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置くとともに、各法人の自主的・自律的な運営に資するよう、指導監査を実施するものとします。また、指導監査の実施に当たっては、各法人の課題を把握し、重点的・効率的な指導監査を実施します。

2. 実施方法

(1) 一般監査

事前に提出された監査調書等に基づき、実地において、運営状況を確認するとともに、関係書類の審査、関係人からのヒアリングにより行います。

指導監査の実施回数については、国通知別紙「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、次表の指導監査の類型に応じ、一定の周期により実施するものとします。

また、指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である税理士又は公認会計士の資格を有する監査指導員の助言を受けて、指導監査を実施するとともに、指導監査を実施しない年にあっては、書面による運営状況等の確認を行うことができるものとします。

	指導監査の類型	実施周期
(1)	毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人 ア 法人の運営について、法令及び通知(法人に係るものに限る。)に照らし、別表に定めるところにより、特に大きな問題が認められないこと。 イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。	3箇年に1回

(2)	(1)にかかわらず、(1)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、所轄庁が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、延長することができる。	
	ア 法第 36 条第2項及び法第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第 45 条の 19 第1項及び社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。)第 2条の 30 の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合	5 箇年に 1 回
	イ 会計監査人を設置していない法人において、法第 45 条の 19 の規定による会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査。以下同じ。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合	5 箇年に 1 回
	ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合	4 箇年に 1 回
(3)	(1)にかかわらず、(1)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人のうち(2)に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断するときは、延長することができる。 ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること(一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。)又はISO9001の認証取得施設を有していること。 イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること(例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等)。 ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。	4 箇年に 1 回
(4)	新たに設立された法人は、当該法人の設立後速やかに実施する。	設立年度又は次年度
(5)	法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合などについては、上記(1)～(3)にかかわらず、必要に応じて適時指導監査を実施する。	適時 (通年)

(6)	上記(1)～(5)以外の場合	原則として2 箇年に1回(場 合により3箇 年に1回)
-----	----------------	--------------------------------------

(2)特別監査

指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善をしない法人及び運営等に重大な問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる法人に対して、その改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

(3)集団指導(文書発送による)

法人の代表者宛てに文書を発送し、市の方針や制度にかかる説明、前年度監査結果事例などについて周知します。

3. 重点事項

(1)法人組織・運営の適正化

- ・理事、監事及び評議員は、法令等に定める選任要件を具備し、適正な手続により選任されているか。
- ・理事会及び評議員会は、法令及び定款の定めに従い、決議が適正に行われているか。
- ・理事会及び評議員会において、決議に先立ち、必要な質疑及び議論が行われているか。
- ・監事の役割の重要性を認識して法人運営がなされているか。

(2)会計経理事務の適正化

- ・準拠すべき会計基準及び経理規程に基づき、会計諸帳簿を整備し、内部牽制体制を確立、機能させることで適正かつ明確な会計事務処理を行っているか。

(3)法人組織運営に関する情報開示等

- ・定款、現況報告書及び役員報酬基準等法令で備置き・閲覧、公表が義務付けられている書類が適正に備置き・閲覧、公表されているか。

(4)法人の社会貢献等

- ・地域における公益的な取組を積極的に展開しているか。
- ・社会福祉法人改革に伴い、より一層の社会貢献が求められている。このことを理解しているか。

(5)その他

- ・特に大きな問題がない法人に該当する法人となっているか。

- ・理事、監事及び評議員それぞれが、その役割を認識し、法人運営に関わっているか。

4. 実施計画

(1) 対象法人

社会福祉法人 14法人（令和6年4月1日現在）

基本的には、上記の2.（1）に掲げる実施周期を踏まえて、事前提出資料等により指導監査の必要がある場合は実施するものとします。

ただし、社会情勢等の外的要因から、予定された年度内の実施が困難な場合は、実施周期にかかわらず、年度間調整を含め、実施時期の変更等を行うことができるものとします。

(2) 実施体制

指導監査は、法人の規模、前回の指導監査結果等に応じて、社会福祉課の職員からなる2名以上の指導監査班を編成して実施します。なお、市長への助言のため、公認会計士に監査指導員を委嘱します。

(3) 実施時期（予定）

年度計画（監査実施予定月）については、別に定めるものとします。

5. その他

指導監査への協力や、復命会への出席など、認可等担当課との連携に努めるものとします。

別表

区 分	判 断 基 準
1 法人の運営管理	(1) 理事、監事及び評議員が長期欠員となっていないこと。 (2) 理事会及び評議員会が機能していること。(理事会、評議員会が形骸化していないこと。) (3) 監事が機能していること。 (4) 法令、通知、定款、定款施行細則、その他各規程等に基づかない法人運営が継続していないこと。 (5) 役員等報酬規程が適切に定められていること。また、理事、監事及び評議員の報酬が勤務実態に即して支給されていること。 (6) 法第 59 条の2第1項の規定による公表等が行われていること。 (7) 上記(1)～(6)に反することと同程度のことがないこと。
2 法人の資産管理及び会計管理	(1) 資産又は会計経理上の不備がないこと。 (2) 財政が悪化していないこと及び再建中でないこと。 (3) 上記(1)～(2)に反することと同程度のことがないこと。
3 その他	(1) 原則として、前回の指導監査において文書指摘がないこと(文書指摘に対する改善がなされている場合を含む。)及び継続して指摘を受けている口頭指摘がないこと。 (2) 原則として、指導監査の指摘に係る改善がなされていること。 (3) 原則として、市に通報、苦情等(利用者の処遇関係を除く)が寄せられた場合に、法人において適切な対処がなされていること。 (4) 原則として、前年度不祥事に係る事項(不正経理、補助金等の水増し請求等)が発生していないこと。 (5) 上記(1)～(4)に反することと同程度のことがないこと。